

「設計業務共通仕様書【農業農村整備編】」の制定について（平成23年3月14日農村第2122号農林水産部長通知）一部改正新旧対照表

（下線の部分は改正部分）

| 改正後 | 現行 |
|---|---|
| <p>設計業務共通仕様書【農業農村整備編】 令和6年10月 沖縄県農林水産部</p> <p style="text-align: center;">目次</p> <p>第1章 総則</p> <p>1-1 ～ 1-5 [略]</p> <p>1-6 管理技術者 …………… 4</p> <p>～</p> <p>1-37 保険加入の義務 …………… 16</p> <p><u>1-38 環境負荷低減への取組 …………… 16</u></p> <p>1-39 調査・試験に対する協力 …………… 16</p> <p>第2章 設計業務等一級</p> <p>2-1 使用する技術基準等 …………… 17</p> <p>～</p> <p>2-4 設計業務の条件 …………… 17</p> <p>2-5 [略]</p> <p>諸基準及び参考図書一覧表（参考） …………… 20</p> <p>参考 設計業務共通仕様書に基づく提出書類一覧表 …………… 21</p> <p>第1章 総則</p> <p>1-1 適用</p> <p>1 ～ 4 [略]</p> <p><u>5. 現場技術業務、測量作業及び地質・土質調査等に関する業務については、別に定める共通仕様書によるものとする。</u></p> <p>6. 本業務において使用する計量単位については、国際単位系（S I）によるものとする。</p> <p>1-2 用語の定義</p> <p>共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。</p> <p>(1) ～ (18) [略]</p> <p>(19) 「通知」とは、発注者又は調査職員が受注者に対し、<u>又は</u>受注者が発注者<u>又は</u>調査職員に対し、設計業務に関する事項について、<u>書面</u>をもって知らせることをいう。</p> | <p>設計業務共通仕様書【農業農村整備編】 令和2年5月 沖縄県農林水産部</p> <p style="text-align: center;">目次</p> <p>第1章 総則</p> <p>1-1 ～ 1-5 [略]</p> <p>1-6 管理技術者 …………… 3</p> <p>～</p> <p>1-37 保険加入の義務 …………… 15</p> <p><u>[新設]</u></p> <p>1-38 調査・試験に対する協力 …………… 16</p> <p>第2章 設計業務等一級</p> <p>2-1 使用する技術基準等 …………… 16</p> <p>～</p> <p>2-4 設計業務の条件 …………… 16</p> <p>2-5 [略]</p> <p>諸基準及び参考図書一覧表（参考） …………… 19</p> <p>参考 設計業務共通仕様書に基づく提出書類一覧表 …………… 20</p> <p>第1章 総則</p> <p>1-1 適用</p> <p>1 ～ 4 [略]</p> <p><u>[新設]</u></p> <p>5. 本業務において使用する計量単位については、国際単位系（S I）によるものとする。</p> <p>1-2 用語の定義</p> <p>共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。</p> <p>(1) ～ (18) [略]</p> <p>(19) 「通知」とは、発注者又は調査職員が受注者に対し、<u>あるいは</u>受注者が発注者<u>若しくは</u>調査職員に対し、設計業務に関する事項について書面をもって知らせることをいう。</p> |

| 改正後 | 現行 |
|--|--|
| <p>(20) ～ (26) [略]</p> <p><u>(27) 「電磁的記録」とは、電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。</u></p> <p><u>(28) 「情報共有システム」とは、調査職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。なお、本システムを用いて作成及び提出等を行った帳票については、別途紙に出力して提出しないものとする。</u></p> <p><u>(29) 「書面」とは、紙及び電磁的記録に記録された事項を表示したものをいう。なお、書面は、原則として情報共有システム又は電子メールにより伝達するものとする。</u></p> <p>(30) ～ (37) [略]</p> <p>1-3 ～ 1-4 [略]</p> <p>1-5 調査職員</p> <p>1 ～ 3 [略]</p> <p>4. 調査職員がその権限を行使するときは書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合、調査職員が受注者に対し口頭による指示等を行った場合には、受注者はその口頭による指示等に従<u>わなければならない</u>。調査職員は、その指示等を行った後、<u>7日以内に</u>書面で受注者に<u>その内容を通知</u>するものとする。</p> <p>1-6 管理技術者</p> <p>1. 受注者は、設計業務における管理技術者を定め、発注者に通知しなければならない。</p> <p>2. 管理技術者は、契約図書等に基づき、<u>業務の技術上の管理を行わなければならない</u>。</p> <p>3. 管理技術者は、設計業務等の履行にあたり、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）または業務に該当する部門）、博士（業務に該当する部門）、農業土木技術管理士、シビルコンサルティングマネージャー（業務に該当する部門）、畑地かんがい技士（畑地かんがい業務に限る）、農業水利施設機能総合診断士（農業水利システムの総合的な機能診断業務に限る）、農業農村地理情報システム技士（地理情報システムに関する業務に限る）、農業水利施設補修工事品質管理士〔コンクリート構造物分野〕（農業水利施設補修工事（コンクリート構造物）の設計業務に限る）、<u>農業用ため池管理保全技士（農業用ため池に関する業務に限る）</u>のいずれかの資格を有するもの、または、これと同等の能力と経験を有する技術者（大学卒 18 年（短大・高専卒 23 年、高校生 28 年）以上相当の能力と経験を有する者をいう。）であり、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。</p> <p>4 ～ 7 [略]</p> | <p>(20) ～ (26) [略]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>(27) 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は捺印したものを有効とする。緊急を要する場合はファクシミリまたは電子メールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し換えるものとする。なお、電子納品を行う場合は、別途調査職員と協議するものとする。</p> <p>(28) ～ (35) [略]</p> <p>1-3 ～ 1-4 [略]</p> <p>1-5 調査職員</p> <p>1 ～ 3 [略]</p> <p>4. 調査職員がその権限を行使するときは書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合、調査職員が受注者に対し口頭による指示等を行った場合には、受注者はその口頭による指示等に従<u>うものとする</u>。<u>なお</u>調査職員は、その<u>口頭による</u>指示等を行った後、<u>後日</u>書面で受注者に<u>指示</u>するものとする。</p> <p>1-6 管理技術者</p> <p>1. 受注者は、設計業務における管理技術者を定め、発注者に通知しなければならない。</p> <p>2. 管理技術者は、契約図書等に基づき<u>設計業務に関する技術上の一切の事項を処理するものとする</u>。</p> <p>3. 管理技術者は、設計業務等の履行にあたり、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）または業務に該当する部門）、博士（業務に該当する部門）、農業土木技術管理士、シビルコンサルティングマネージャー（業務に該当する部門）、畑地かんがい技士（畑地かんがい業務に限る）、農業水利施設機能総合診断士（農業水利システムの総合的な機能診断業務に限る）、農業農村地理情報システム技士（地理情報システムに関する業務に限る）、農業水利施設補修工事品質管理士〔コンクリート構造物分野〕（農業水利施設補修工事（コンクリート構造物）の設計業務に限る）のいずれかの資格を有するもの、または、これと同等の能力と経験を有する技術者（大学卒 18 年（短大・高専卒 23 年、高校生 28 年）以上相当の能力と経験を有する者をいう。）であり、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。</p> <p>4 ～ 7 [略]</p> |

| 改正後 | 現行 |
|---|--|
| <p>1-7 照査技術者及び照査の実施</p> <p>1. 受注者は、発注者が設計図書において定める場合には、設計業務等における照査技術者を定め発注者に通知<u>しなければならない</u>。</p> <p>2. 照査技術者は、設計業務の履行にあたり、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）又は業務に該当する部門）、<u>博士（業務に該当する部門）</u>、農業土木技術管理士、シビルコンサルティングマネージャー（業務に該当する部門）のいずれかの資格を有するもの、畑地かんがい技士（畑地かんがい業務に限る）、農業水利施設機能総合診断士（農業水利システムの総合的な機能診断業務に限る）、<u>農業用ため池管理保全技士（農業用ため池に関する業務に限る）</u>または、これと同等の能力と経験を有する技術者（大学卒 18 年（短大・高専卒 23 年、高校生 28 年）以上相当の能力と経験を有する者をいう。）であり、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。</p> <p>3・4 [略]</p> <p>5. 照査技術者は、特記仕様書に定める照査報告毎に照査結果を照査報告書としてとりまとめ、照査技術者の責において署名のうえ管理技術者に提出するとともに、報告完了時には全体の照査報告書としてとりまとめるものとする。</p> <p>6 [略]</p> <p>1-8 [略]</p> <p>1-9 提出書類</p> <p>1. 受注者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に関係書類を調査職員を経て発注者に遅滞なく提出しなければならない。ただし、業務委託料（以下「委託料」という。）に係る請求書、請求代金代理受領承諾書、遅延利息請求書、調査職員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際指定した書類を除く。</p> <p>2. 受注者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者において様式を定め提出するものとする。ただし、発注者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。</p> <p><u>3. 受注者は、調査職員と受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより、業務の効率化を図らなければならない。</u></p> <p><u>また、情報を交換・共有するにあたっては、情報共有システムを活用することとし、工事及び業務における受発注者間の情報共有システムの活用について（令和 3 年 9 月 7 日付け 3 農振第 1453 号）の別紙（URL「https://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/ASP/attach/pdf/index-3.pdf」）に基づくものとする。</u></p> <p>1-10 打合せ等</p> | <p>1-7 照査技術者及び照査の実施</p> <p>1. 受注者は、発注者が設計図書において定める場合には、設計業務等における照査技術者を定め発注者に通知<u>するものとする</u>。</p> <p>2. 照査技術者は、設計業務の履行にあたり、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）又は業務に該当する部門）、農業土木技術管理士、シビルコンサルティングマネージャー（業務に該当する部門）のいずれかの資格を有するもの、畑地かんがい技士（畑地かんがい業務に限る）、農業水利施設機能総合診断士（農業水利システムの総合的な機能診断業務に限る）または、これと同等の能力と経験を有する技術者（大学卒 18 年（短大・高専卒 23 年、高校生 28 年）以上相当の能力と経験を有する者をいう。）であり、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。</p> <p>3・4 [略]</p> <p>5. 照査技術者は、特記仕様書に定める照査報告毎に照査結果を照査報告書としてとりまとめ、照査技術者の責において署名<u>捺印</u>のうえ管理技術者に提出するとともに、報告完了時には全体の照査報告書としてとりまとめるものとする。</p> <p>6 [略]</p> <p>1-8 [略]</p> <p>1-9 提出書類</p> <p>1. 受注者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に関係書類を調査職員を経て発注者に遅滞なく提出しなければならない。ただし、業務委託料（以下「委託料」という。）に係る請求書、請求代金代理受領承諾書、遅延利息請求書、調査職員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際指定した書類を除く。</p> <p>2. 受注者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者において様式を定め提出するものとする。ただし、発注者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。</p> <p>[新設]</p> <p>1-10 打合せ等</p> |

| 改正後 | 現行 |
|--|--|
| <p>1 [略]</p> <p>2. 管理技術者等と調査職員は、<u>設計業務等着手時及び設計図書で定める業務の区切りにおいて</u>打合せを行うものとし、その結果について受注者が打合せ記録簿に記録し相互に確認しなければならない。</p> <p>3. 管理技術者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに調査職員と協議<u>しなければならない</u>。 <u>ない。</u></p> <p>1-11 [略]</p> <p>1-12 業務実績データの作成及び登録</p> <p>1. 受注者は、委託料が100万円以上の業務について、当初契約時、登録内容の変更時、業務完了時において、当初契約時は契約担当者の確認を受けた後10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から10日以内に、業務完了時は完了後10日以内に、農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGRIS）に基づく業務実績データを作成し、<u>登録機関に登録申請の上、AGRIS上において調査職員の承認を受けなければならない。</u></p> <p>なお、登録データ作成等に要する費用は、受注者の負担とする。</p> <p>2. 業務実績<u>データの登録</u>は、原則として以下の期限内に<u>登録申請を行い、調査職員の承認を受ける</u>ものとする。</p> <p>(1) 受注時は、契約締結後土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除き10日以内<u>とする。</u></p> <p>(2) 登録内容の変更時は、変更があった日から土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除き10日以内<u>とする。ただし、変更時と完了時の間が10日間（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く。）に満たない場合は、変更時の登録を省略できるものとする。</u></p> <p>(3) 完了時は、業務完了通知書を提出後土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除き10日以内とし、訂正時の登録は適宜行うものとする。</p> <p>1-13 資料等の貸与及び返却</p> <p>1 [略]</p> <p>2. 受注者は、貸与された図書及び関係資料等の必要がなくなった場合は、<u>ただちに調査職員に返却</u><u>しなければならない</u>。 <u>ない。</u></p> <p>3. 受注者は、貸与された図書及びその他関係資料を丁寧に扱い<u>紛失又は損傷してはならない</u>。万一、紛失又は損傷した場合には、受注者の責任と費用負担において修復<u>しなければならない</u>。</p> <p>4 [略]</p> <p>1-14 関係官公庁への手続き等</p> | <p>1 [略]</p> <p>2. <u>設計業務等着手時及び設計図書で定める業務の区切りにおいて</u>、管理技術者と調査職員は打合せを行うものとし、その結果について受注者が<u>書面（打合せ記録簿）</u>に記録し相互に確認しなければならない。</p> <p>3. 管理技術者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに調査職員と協議するものとする。</p> <p>1-11 [略]</p> <p>1-12 業務実績データの作成及び登録</p> <p>1. 受注者は、委託料が100万円以上の業務について、当初契約時、登録内容の変更時、業務完了時において、当初契約時は契約担当者の確認を受けた後10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から10日以内に、業務完了時は完了後10日以内に、農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGRIS）に基づく業務実績データを作成し、<u>調査職員へ提出するものとする。また、速やかに、登録機関から発行される業務実績登録通知を調査職員に提出しなければならない。</u></p> <p>なお、登録データ作成等に要する費用は、受注者の負担とする。</p> <p>2. 業務実績<u>登録通知の提出</u>は、原則として以下の期限内に<u>手続きを行う</u>ものとする。</p> <p>(1) 受注時は、契約締結後土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除き10日以内<u>に登録通知を調査職員に提出する。</u></p> <p>(2) 登録内容の変更時は、変更があった日から土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除き10日以内<u>に登録通知を調査職員に提出する。</u></p> <p>(3) <u>業務完了時</u>は、業務完了通知書を提出後土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除き10日以内<u>に登録通知を調査職員に提出するもの</u>とし、訂正時の登録は適宜行うものとする。</p> <p>1-13 資料等の貸与及び返却</p> <p>1 [略]</p> <p>2. 受注者は、貸与された図書及び関係資料等の必要がなくなった場合は<u>ただちに調査職員に返却</u><u>するものとする。</u></p> <p>3. 受注者は、貸与された図書及びその他関係資料を丁寧に扱い、<u>損傷してはならない</u>。万一、紛失又は損傷した場合には、受注者の責任と費用負担において修復<u>するものとする。</u></p> <p>4 [略]</p> <p>1-14 関係官公庁への手続き等</p> |

| 改正後 | 現 行 |
|---|---|
| <p>1. 受注者は、設計業務等の実施に当たっては、発注者が行う関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。また、受注者は、設計業務等を実施するため関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合には、速やかに行わなければならない。</p> <p>2. 受注者が、関係官公庁等から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を調査職員に報告し協議しなければならない。</p> <p>1-15 地元関係者との交渉等</p> <p>1. 契約書第12条に定める、地元関係者への説明、交渉等は、発注者又は調査職員が行うものとするが、<u>受注者は、調査職員の指示がある場合は、これに協力しなければならない。</u>これらの交渉に当たり、受注者は地元関係者に誠意をもって接しなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>3. 受注者は、設計図書の定め、あるいは調査職員の指示により<u>受注者が行うべき</u>地元関係者への説明、交渉等を行う場合には、交渉等の内容を書面により随時、調査職員に報告し、指示があればそれに従うものとする。</p> <p>4. 受注者は、設計業務等の実施中に発注者が地元協議等を行い、その結果を設計条件として業務を実施する場合には、設計図書に定めるところにより地元協議等に立会するとともに、説明資料及び記録<u>を作成しなければならない。</u></p> <p>5. 受注者は、前項の地元協議により、既に作成した成果の内容を変更する必要を生じた場合には、指示に基づいて、<u>変更しなければならない。</u></p> <p>なお、変更に要する期間及び経費は発注者と協議のうえ定めるものとする。</p> <p>1-16 土地への立入り等</p> <p>1 ~ 3 [略]</p> <p>4. 受注者は、第三者の土地への立入りに当たっては、あらかじめ身分証明書交付願を発注者に提出し身分証明書の交付を受け、現地立入りに際しては、これを常に携帯しなければならない。</p> <p>なお、受注者は、<u>立入り作業完了</u>後10日以内に身分証明書を発注者に返却しなければならない。</p> <p>1-17 成果物の提出</p> <p>1. 受注者は、設計業務が完了したときは、設計図書に示す成果物（設計図書で照査技術者による照査が定められた場合は、照査報告書を含む。）を業務完了通知書とともに提出し、検査を受け<u>なければならない。</u></p> <p>2. 受注者は、設計図書に定めがある場合、又は調査職員の指示する場合で、同意した場合は履行期間途中においても、成果物の部分引き渡しを行<u>わなければならない。</u></p> <p>3 [略]</p> <p>1-18 ~ 1-21 [略]</p> | <p>1. 受注者は、設計業務の実施に当たっては、発注者が行う関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。また、受注者は、設計業務を実施するため関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は、速やかに行<u>うものとする。</u></p> <p>2. 受注者が、関係官公庁等から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を調査職員に報告し協議<u>するものとする。</u></p> <p>1-15 地元関係者との交渉等</p> <p>1. 契約書第12条に定める、地元関係者への説明、交渉等は、発注者又は調査職員が行うものとするが、調査職員の指示がある場合は、<u>受注者はこれに協力するものとする。</u>これらの交渉に当たり、受注者は地元関係者に誠意をもって接しなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>3. 受注者は、設計図書の定め、あるいは調査職員の指示により地元関係者への説明、交渉等を行う場合には、交渉等の内容を書面により随時、調査職員に報告し、指示があればそれに従うものとする。</p> <p>4. 受注者は、設計業務の実施中に発注者が地元協議等を行い、その結果を設計条件として業務を実施する場合には、設計図書に定めるところにより地元協議等に立会するとともに、説明資料及び記録の<u>作成を行うものとする。</u></p> <p>5. 受注者は、前項の地元協議により、既に作成した成果の内容を変更する必要を生じた場合には、指示に基づいて、<u>変更するものとする。</u></p> <p>なお、変更に要する期間及び経費は発注者と協議のうえ定めるものとする。</p> <p>1-16 土地への立入り等</p> <p>1 ~ 3 [略]</p> <p>4. 受注者は、第三者の土地への立入りに当たっては、あらかじめ身分証明書交付願を発注者に提出し身分証明書の交付を受け、現地立入りに際しては、これを常に携帯しなければならない。</p> <p>なお、受注者は、<u>業務終了</u>後10日以内に身分証明書を発注者に返却しなければならない。</p> <p>1-17 成果物の提出</p> <p>1. 受注者は、設計業務が完了したときは、設計図書に示す成果物（設計図書で照査技術者による照査が定められた場合は、照査報告書を含む。）を業務完了通知書とともに提出し、検査を受け<u>るものとする。</u></p> <p>2. 受注者は、設計図書に定めがある場合、又は調査職員の指示する場合で、同意した場合は履行期間途中においても、成果物の部分引き渡しを行<u>うものとする。</u></p> <p>3 [略]</p> <p>1-18 ~ 1-21 [略]</p> |

| 改正後 | 現行 |
|--|---|
| <p>1-22 契約変更</p> <p>1 [略]</p> <p>2. 発注者は、前項の場合において、変更する契約図書を次の各号に基づき作成するものとする。</p> <p>(1) 1-21の規定に基づき調査職員が受注者に指示した事項</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>1-23 履行期間の変更</p> <p>1. 発注者は、受注者に対して設計業務の変更の指示を行う場合において履行期間変更協議の対象であるか否かを合わせて事前に通知するものとする。</p> <p>2～4 [略]</p> <p>1-24 一時中止</p> <p>1. 発注者は、契約書第20条第1項の規定により、次の各号に該当する場合にはは、受注者に書面をもって通知し、必要と認める期間、設計業務等の全部又は一部を一時中止させるものとする。</p> <p>なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象（以下「天災等という。」）による設計業務の中断については、1-32 臨機の措置により、受注者は適切に対応しなければならない。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>2. 発注者は、受注者が契約図書に違反し、又は調査職員の指示に従わない場合等、調査職員が必要と認めた場合には、設計業務等の全部又は一部の一時中止させることができるものとする。</p> <p>3. 前2項の場合において、受注者は屋外で行う設計業務等の現場の保全については調査職員の指示に従わなければならない。</p> <p>1-25 [略]</p> <p>1-26 受注者の賠償責任</p> <p>受注者は、以下の各号に該当する場合損害の賠償を行わなければならない。</p> <p>(1) 契約書第28条に規定する一般的損害について、契約書第29条に規定する第三者に及ぼした損害について受注者の責に帰すべきものとされた場合</p> <p>(2) 契約書第41条の規定する契約不適合責任に係る損害が生じた場合</p> <p>(3) 受注者の責により損害が生じた場合</p> <p>1-27 部分使用</p> | <p>1-22 契約変更</p> <p>1 [略]</p> <p>2. 発注者は、前項の場合において、変更する契約図書を次の各号に基づき作成するものとする。</p> <p>(1) 第23条の規定に基づき調査職員が受注者に指示した事項</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>1-23 履行期間の変更</p> <p>1. 発注者は、受注者に対して設計業務の変更の指示を行う場合において履行期間変更協議の対象であるか否かを合わせて事前に通知しなければならない。</p> <p>2～4 [略]</p> <p>1-24 一時中止</p> <p>1. 契約書第20条第1項の規定により、次の各号に該当する場合にはにおいて発注者は受注者に書面をもって通知し必要と認める期間、設計業務の全部又は一部を一時中止させるものとする。</p> <p>なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象（以下「天災等という。」）による設計業務の中断については、1-32 臨機の措置により、受注者は適切に対応しなければならない。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>2. 発注者は、受注者が契約図書に違反し、又は調査職員の指示に従わない場合等、調査職員が必要と認めた場合には、設計業務の全部又は一部の一時中止を命ずることができるものとする。</p> <p>3. 前2項の場合において、受注者は屋外で行う設計業務の現場の保全については調査職員の指示に従わなければならない。</p> <p>1-25 [略]</p> <p>1-26 受注者の賠償責任</p> <p>受注者は、以下の各号に該当する場合損害の賠償を行わなければならない。</p> <p>(1) 契約書第28条に規定する一般的損害について、契約書第29条に規定する第三者に及ぼした損害について受注者の責に帰すべきものとされた場合</p> <p>(2) 契約書第41条の規定するかし責任に係る損害が生じた場合</p> <p>(3) 受注者の責により損害が生じた場合</p> <p>1-27 部分使用</p> |

| 改正後 | 現行 |
|---|---|
| <p>1. 発注者は、次の各号に掲げる場合には、契約書第34条の規定に基づき、受注者に対して部分使用を請求することができるものとする。</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>1-28 再委託</p> <p>1～2 [略]</p> <p>3. 受注者は、前2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、<u>書面により</u>発注者の承諾を得なければならない。</p> <p>4～6 [略]</p> <p>1-29 [略]</p> <p>1-30 守秘業務</p> <p>受注者は、契約書第1条第5項の規定により、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。ただし、成果物の発表に際しての守秘義務について、1-29第1項の承諾を受けた場合には、この限りではない。</p> <p>1-31 安全等の確保</p> <p>1～3 [略]</p> <p>4. 受注者は、屋外で行う設計業務等の実施にあたっては安全の確保に努めるとともに、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講じ<u>なければならない</u>。</p> <p>5～8 [略]</p> <p>1-32 臨機の措置</p> <p>1. 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。</p> <p>また、受注者は、措置をとった場合には、その内容を速やかに調査職員に報告しなければならない。</p> <p>2. 調査職員は、天災等に伴い、成果物の品質<u>及び</u>履行期間の遵守に関して、業務管理上重大な影響を及ぼし、又は多額な費用が必要と認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができるものとする。</p> <p>1-33～1-36 [略]</p> <p>1-37 保険加入の義務</p> <p><u>1.</u> 受注者は、雇用保険法（昭和49年法律第116号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、健康保険法（大正11年法律第70号）及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）の規定により、雇用者等の雇</p> | <p>1. 発注者は、次の各号に掲げる場合には、契約書第33条の規定に基づき、受注者に対して部分使用を請求することができるものとする。</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>1-28 再委託</p> <p>1～2 [略]</p> <p>3. 受注者は、前2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、発注者の承諾を得なければならない。</p> <p>4～6 [略]</p> <p>1-29 [略]</p> <p>1-30 守秘業務</p> <p><u>1.</u> 受注者は、契約書第1条第5項の規定により、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。ただし、成果物の発表に際しての守秘義務について、<u>第1-29条</u>第1項の承諾を受けた場合には、この限りではない。</p> <p>1-31 安全等の確保</p> <p>1～3 [略]</p> <p>4. 受注者は、屋外で行う設計業務の実施にあたっては安全の確保に努めるとともに、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講じ<u>ておくものとする</u>。</p> <p>5～8 [略]</p> <p>1-32 臨機の措置</p> <p>1. 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。</p> <p>また、受注者は、措置をとった場合には、その内容を速やかに調査職員に報告しなければならない。</p> <p>2. 調査職員は、天災等に伴い、成果物の品質<u>又は</u>履行期間の遵守に関して、業務管理上重大な影響を及ぼし、又は多額な費用が必要と認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができるものとする。</p> <p>1-33～1-36 [略]</p> <p>1-37 保険加入の義務</p> <p>受注者は、雇用保険法（昭和49年法律第116号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、健康保険法（大正11年法律第70号）及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）の規定により、雇用者等の雇用形</p> |

| 改正後 | 現行 |
|---|--|
| <p>用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。</p> <p><u>2. 受注者は、現場作業が発生する場合は、法定外の労災保険に付さなければならない。</u></p> <p>1-38 環境負荷低減への取組</p> <p><u>受注者は、新たな環境負荷を与えることにならないよう、環境関係法令を遵守するとともに、以下の取組に努めるものとする。</u></p> <p><u>(1) オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）</u></p> <p><u>(2) プラスチック等の廃棄物の削減及び資源の再利用</u></p> <p><u>(3) 環境負荷低減に配慮したものの調達</u></p> <p><u>(4) 生物多様性に配慮した事業実施。</u></p> <p><u>(5) みどりの食料システム戦略の理解及び環境配慮の取組方針の策定や研修の実施</u></p> <p>1-39 調査・試験に対する協力 [略]</p> <p>第2章 設計業務等一般</p> <p>2-1 ~ 2-3 [略]</p> <p>2-4 設計業務の条件</p> <p>1 ~ 12 [略]</p> <p>13. 受注者は、概略設計又は予備設計における比較案の提案、もしくは、概略設計における比較案を予備設計において評価、検討する場合には、農業農村整備民間技術情報データベース（NNTD）及び新技術情報提供システム（NETIS）等を利用し、「設計比較対象技術」等有用な新技術・新工法を積極的に活用するための検討を行うものとする。また、受注者は、詳細設計における工法等の選定においては、農業農村整備民間技術情報データベース（NNTD）及び新技術情報提供システム（NETIS）等を利用し、「設計比較対象技術」等有用な新技術・新工法を積極的に活用するための検討を行い、調査職員と協議のうえ、採用する工法等を決定した後に設計を行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 農業農村整備民間技術情報データベース（NNTD）については、 http://nn-techinfo.jp/ を参照。 新技術情報システム（NETIS）は http://www.netis.mlit.go.jp/NetisRev/NewIndex.asp を参照。 <p>2-5 [略]</p> | <p>態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>1-38 調査・試験に対する協力 [略]</p> <p>第2章 設計業務等一般</p> <p>2-1 ~ 2-3 [略]</p> <p>2-4 設計業務の条件</p> <p>1 ~ 12 [略]</p> <p>13. 受注者は、概略設計又は予備設計における比較案の提案、もしくは、概略設計における比較案を予備設計において評価、検討する場合には、農業農村整備民間技術情報データベース（NNTD）及び新技術情報提供システム（NETIS）等を利用し、「設計比較対象技術」等有用な新技術・新工法を積極的に活用するための検討を行うものとする。また、受注者は、詳細設計における工法等の選定においては、農業農村整備民間技術情報データベース（NNTD）及び新技術情報提供システム（NETIS）等を利用し、「設計比較対象技術」等有用な新技術・新工法を積極的に活用するための検討を行い、調査職員と協議のうえ、採用する工法等を決定した後に設計を行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 農業農村整備民間技術情報データベース（NNTD）については、 http://www.nn-techinfo.jp/mdb_web/MdbTop.do を参照。 新技術情報システム（NETIS）は http://www.netis.mlit.go.jp/NetisRev/NewIndex.asp を参照。 <p>2-5 [略]</p> |

| 改正後 | 現行 |
|---|--|
| <p data-bbox="124 373 629 405">諸基準及び参考図書一覧表（参考） [略]</p> <p data-bbox="350 489 1258 527">参考 設計業務共通仕様書に基づく提出書類一覧表 [略]</p> | <p data-bbox="1501 373 2006 405">諸基準及び参考図書一覧表（参考） [略]</p> <p data-bbox="1727 489 2635 527">参考 設計業務共通仕様書に基づく提出書類一覧表 [略]</p> |